福岡市公報

令和５年12月25日　第7016号

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

規　　則

○福岡市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第125号）…… 1

○福岡市印鑑条例施行規則等の一部改正（第126号）…… 2

○福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部改正（第127号）…… 3

○福岡市特別職職員の期末手当に関する規則の一部改正（第128号）…… 4

○福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正（第129号）…… 5

○福岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正（第130号）…… 5

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則の一部改正（第131号）…… 7

○単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正（第132号）……11

公　　告

○位置の指定をした道路の指定の取消し（第332号）……14

規　　則

福岡市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和５年12月25日

福岡市長　　髙　　島　　宗　一　郎

福岡市規則第125号

福岡市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡市印鑑条例の一部を改正する条例（令和５年福岡市条例第45号）はこの規則の公布の日から施行する。

福岡市印鑑条例施行規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和５年12月25日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第126号

福岡市印鑑条例施行規則等の一部を改正する規則

（福岡市印鑑条例施行規則の一部改正）

第１条　福岡市印鑑条例施行規則（昭和35年福岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（自動交付機を介した印鑑登録証明の申請の方法）

第10条　条例第12条の３第１項に規定する規則で定める方法は、自動交付機に、福岡市請求者識別カード等による証明書等の自動交付サービスに関する規則（平成27年福岡市規則第154号）第２条第１号アに掲げる請求者識別カード等にあつては当該請求者識別カード等に記録された情報を、同号イに掲げる請求者識別カード等にあつては移動端末設備に組み込まれた電磁的記録媒体に記録された情報を読み取らせる等の操作をして印鑑登録証明を申請する方法とする。

（福岡市請求者識別カードによる証明書等の自動交付サービスに関する規則の一部改正）

第２条　福岡市請求者識別カードによる証明書等の自動交付サービスに関する規則（平成27年福岡市規則第154号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡市請求者識別カード等による証明書等の自動交付サービスに関する規則

第１条中「請求者識別カード」を「請求者識別カード等」に改める。

第２条第１号中「請求者識別カード」を「請求者識別カード等」に、「識別するカード」を「識別するカード等」に、「次条に定めるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

ア　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第７項の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）

イ　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の２第７項の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）

第２条第３号中「（福岡市印鑑条例（昭和35年福岡市条例第39号）第12条の３第１項に規定する民間端末機及び福岡市手数料条例（昭和35年福岡市条例第11号）別表第１の

民間端末機を含む。）」を削る。

第３条を削る。

第４条に次の２号を加える。

(5)　本市の区域内に住所を有する者の自己に係る個人の市民税、県民税及び森林環境税並びに所得に関する証明書

(6)　本市の区域内に住所を有する者の自己に係る納税証明書（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第６条の21第１項第１号に掲げる事項（個人の市民税、県民税及び森林環境税に係るものに限る。）に係るものに限る。）

第４条を第３条とする。

第５条第１項前段中「請求者識別カードを」を「請求者識別カード等を」に、「請求者識別カードに」を「、第２条第１号アに掲げる請求者識別カード等にあっては当該請求者識別カード等を記録された情報を、同号イに掲げる請求者識別カード等にあっては移動端末設備に組み込まれた電磁的記録媒体に」に、「読み取らせ、暗証番号その他必要な事項を入力して」を「読み取らせる等の操作をして」に改め、同項後段を削り、同条第４項中「第１項後段」を「第２項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「第１条前段」を「第１項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「請求者識別カード」を「請求者識別カード等」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前条第３号又は第４号に掲げる証明書等の交付を受けようとする者のうち本市の区域内に住所を有しないものは、前項の規定による自動交付サービスの提供を受けるに先立ち、自動交付機又はインターネットの利用を可能とする機能を有する通信端末機器に、第２条第１号アに掲げる請求者識別カード等に記録された情報を読み取らせ、本籍、暗証番号その他必要な事項を入力することにより、あらかじめ利用登録の申請をしなければならない。

第５条を第４条とし、第６条を第５条とし、第７条を第６条とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条中福岡市請求者識別カードによる証明書等の自動交付サービスに関する規則第４条に２号を加える改正規定は、令和６年１月９日から施行する。

福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和５年12月25日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第127号

福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規

則の一部を改正する規則

福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（昭和31年福岡市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（適用日）

2　この規則による改正後の福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和５年12月１日から適用する。

（期末手当の内払）

3　この規則による改正前の福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定に基づいて令和５年12月８日に支給された期末手当は、改正後の規則の規定による期末手当の内払とみなす。

福岡市特別職職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和５年12月25日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第128号

福岡市特別職職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡市特別職職員の期末手当に関する規則（昭和43年福岡市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（適用日）

2　この規則による改正後の福岡市特別職職員の期末手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和５年12月１日から適用する。

（期末手当の内払）

3　この規則による改正前の福岡市特別職職員の期末手当に関する規則の規定に基づいて令和５年12月８日に支給された期末手当は、改正後の規則の規定による期末手当の内払とみなす。

福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和５年12月25日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第129号

福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部を改正する規則

福岡市職員の給与に関する条例施行細則（昭和26年福岡市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第１項第１号ア中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同号イ中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第２号ア中「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改め、同号イ中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改め、同項第３号ア中「100分の165」を「100分の175」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（適用日）

２　この規則による改正後の福岡市職員の給与に関する条例施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和５年12月１日から適用する。

（内払）

３　この規則による改正前の福岡市職員の給与に関する条例施行細則の規定に基づいて令和５年12月８日に職員に支給された期末手当（会計年度任用職員に係るものを除く。以下同じ。）又は勤勉手当は、改正後の規則の規定による期末手当又は勤勉手当の内払とみなす。

福岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和５年12月25日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第130号

福岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡市職員の初任給調整手当に関する規則（昭和45年福岡市規則第81号）の一部を次のように改正する。

別表支給額の欄を次のように改める。

支給額

円
309,200
309,200
309,200
309,200
309,200
309,200
309,200
309,200
309,200
309,200
309,200
309,200
309,200
309,200
309,200
309,200
305,900
302,600
299,300
296,000
292,700
279,700
265,700
252,200
238,300
224,600
207,000
189,900
172,600
155,000
137,000
118,700

100,800
76,200
51,900

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（適用日）

２　この規則による改正後の福岡市職員の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和５年４月１日から適用する。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和５年12月25日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第131号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則（昭和32年福岡市規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１

給　料　表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000

	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
	41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
	42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
	48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
	49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
	50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
	51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
	52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
	53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
	54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
	55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
	56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
	57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
	58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
	59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
	60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
	61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
	62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
	63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
	64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
	65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
	66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
	67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500

	68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
	69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
	70	221,100	255,100	284,300	312,300	359,900
	71	221,400	255,500	285,100	312,800	360,400
	72	221,700	255,800	285,800	313,300	360,900
	73	221,900	256,000	286,500	313,600	361,300
	74	222,300	256,300	287,200	314,200	362,000
	75	222,600	256,700	287,900	314,800	362,700
	76	223,000	257,100	288,700	315,400	363,400
	77	223,200	257,400	289,200	315,800	363,900
	78	223,700	257,800	289,700	316,400	364,600
	79	224,000	258,200	290,100	317,000	365,300
	80	224,300	258,700	290,500	317,600	366,000
	81	224,600	259,100	290,900	318,200	366,500
	82	224,900	259,700	291,300	318,800	367,200
	83	225,200	260,300	291,800	319,400	367,900
	84	225,500	260,900	292,300	320,000	368,600
	85	225,800	261,300	292,600	320,700	369,100
	86	226,100	261,900	293,100	321,300	369,800
	87	226,400	262,500	293,700	321,900	370,500
	88	226,700	263,100	294,200	322,500	371,200
	89	227,000	263,500	294,600	323,200	371,700
	90	227,400	264,100	295,200	323,800	372,400
	91	227,700	264,700	295,800	324,400	373,100
	92	228,000	265,300	296,400	325,000	373,800
	93	228,200	265,800	296,900	325,700	374,300
	94	228,500	266,400	297,500	326,300	375,000
	95	228,800	267,000	298,100	326,900	375,700
	96	229,100	267,600	298,700	327,500	376,400
	97	229,300	268,100	299,300	328,200	376,900
	98	229,600	268,700	299,900	328,800	377,600
	99	229,800	269,300	300,500	329,400	378,300
	100	230,100	269,900	301,100	330,000	379,000
	101	230,400	270,400	301,700	330,700	379,500
	102	230,600	271,000	302,300	331,300	380,200
	103	230,900	271,600	302,900	331,900	380,900
	104	231,200	272,200	303,500	332,500	381,600
	105	231,500	272,700	304,100	333,200	382,100
	106	232,000	273,300	304,700	333,800	382,800
	107	232,300	273,900	305,300	334,400	383,500
	108	232,600	274,500	305,900	335,000	384,200
	109	232,800	275,000	306,500	335,700	384,700
	110	233,200	275,600	307,100	336,300	385,400
	111	233,600	276,200	307,700	336,900	386,100
	112	233,900	276,800	308,300	337,500	386,800
	113	234,100	277,300	308,900	338,200	387,300
	114	234,600	277,900	309,500	338,800	388,000
	115	235,100	278,500	310,100	339,400	388,700
	116	235,600	279,100	310,700	340,000	389,400
	117	235,900	279,600	311,300	340,700	389,900
	118	236,300	280,200	311,900	341,300	390,600
	119	236,700	280,800	312,500	341,900	391,300

	120	237,000	281,400	313,100	342,500	392,000
	121	237,400	281,900	313,700	343,200	392,500
	122		282,500	314,300	343,800	393,200
	123		283,100	314,900	344,400	393,900
	124		283,700	315,500	345,000	394,600
	125		284,200	316,100	345,700	395,100
	126		284,800	316,700	346,300	395,800
	127		285,400	317,300	346,900	396,500
	128		286,000	317,900	347,500	397,200
	129		286,500	318,500	348,200	397,700
	130		287,100	319,100	348,800	
	131		287,700	319,700	349,400	
	132		288,300	320,300	350,000	
	133		288,800	320,900	350,700	
	134		289,400	321,500	351,300	
	135		290,000	322,100	351,900	
	136		290,600	322,700	352,500	
	137		291,100	323,300	353,200	
	138		291,700	323,900	353,800	
	139		292,300	324,500	354,400	
	140		292,900	325,100	355,000	
	141		293,400	325,700	355,700	
	142		294,000	326,300	356,300	
	143		294,600	326,900	356,900	
	144		295,200	327,500	357,500	
	145		295,700	328,100	358,200	
	146			328,700	358,800	
	147			329,300	359,400	
	148			329,900	360,000	
	149			330,500	360,700	
	150			331,100	361,300	
	151			331,700	361,900	
	152			332,300	362,500	
	153			332,900	363,200	
	154			333,500	363,800	
	155			334,100	364,400	
	156			334,700	365,000	
	157			335,300	365,700	
定年前再任用短時間勤務職員		基　準 給料月額 円 194,600	基　準 給料月額 円 205,700	基　準 給料月額 円 227,900	基　準 給料月額 円 262,700	基　準 給料月額 円 281,000

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（適用日）

2　この規則による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める

条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（適用日前の異動者の号級の調整）

３　令和５年４月１日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準じる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

４　この規則による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例施行規則の規定に基づいて、適用日以後の分として支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

５　前２項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和５年12月25日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第132号

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年福岡市規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表第６　26の項から145の項までを次のように改める。

26	1	17	1	9
27	1	18	1	10
28	1	18	1	10
29	1	19	1	11
30	1	19	2	11
31	1	20	3	12
32	1	20	4	12
33	1	21	5	13
34	1	22	6	14
35	1	23	7	15
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18

41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	33	18	21
47	11	34	19	22
48	12	34	20	22
49	13	35	21	23
50	14	35	22	23
51	15	36	23	24
52	16	36	24	24
53	17	37	25	25
54	18	38	26	25
55	19	39	27	26
56	20	40	28	26
57	21	41	29	27
58	22	42	30	27
59	23	43	31	28
60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	49	38	31
67	31	50	39	32
68	32	50	40	32
69	33	51	41	33
70	34	51	42	33
71	35	52	43	33
72	36	52	44	33
73	37	53	45	34
74	38	53	46	34
75	39	53	47	34
76	40	54	48	34
77	41	54	49	35
78	42	54	50	35
79	43	55	51	35
80	44	55	52	35
81	45	55	53	36
82	45	55	54	36
83	45	56	55	36
84	46	56	56	36
85	46	56	57	37
86	46	56	58	37
87	47	57	59	38
88	47	57	60	38
89	47	57	60	39

90	48	57	60	39
91	48	58	61	40
92	48	58	61	40
93	49	58	61	41
94	49	58	62	41
95	49	59	62	42
96	50	60	62	42
97	50	61	63	43
98	50	62	63	43
99	51	63	63	44
100	51	64	64	44
101	51	65	65	45
102	52	65	66	46
103	52	66	67	47
104	52	66	68	48
105	52	67	69	49
106	52	67	70	49
107	53	68	71	50
108	53	68	72	50
109	53	69	73	51
110	53	70	74	51
111	53	71	75	52
112	54	72	76	52
113	54	73	77	53
114	54	74	78	54
115	54	75	79	55
116	54	76	80	56
117	55	77	81	57
118	55	77	82	57
119	55	78	83	58
120	55	78	84	58
121	55	79	85	59
122		79	86	59
123		80	87	60
124		80	88	60
125		81	89	61
126		82	90	62
127		83	91	63
128		84	92	64
129		85	93	65
130		86	94	66
131		87	95	67
132		88	96	68
133		89	97	69
134		90	98	70
135		91	99	71
136		92	100	72
137		93	101	73
138		94	102	74

139		95	103	75
140		96	104	76
141		97	105	77
142		98	106	78
143		99	107	79
144		100	108	80
145		101	109	81

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（適用日）

2　この規則による改正後の単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（経過措置）

3　令和５年４月１日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない職員の当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とする。

4　施行日から令和６年３月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなる職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のある職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は当該異動の日における号給については、改正前の規則の規定による号給とすることができる。

公　　告

福岡市公告第332号

建築基準法第42条第１項第５号の規定に基づき指定した道路に関し、令和５年11月16日、福岡市建築基準法施行細則第14条の２第１項第１号の規定により職権による取消しをしたので、同条第２項の規定により次のように公告する。

令和５年12月25日

福岡市長　髙　島　宗一郎

取消番号	指定の年月日	位　　置	延　長（メートル）	幅　員（メートル）
第１号	昭和27年４月10日	福岡市箱崎月見町4093番７	890.00	4.00
第２号	昭和29年12月11日	糟屋郡多々良町大字松崎字止水886番	93.00	4.00
第３号	昭和30年５月12日	福岡市香椎御幸町	361.00	4.00
第４号	昭和31年５月７日	福岡市高宮本町47番１、47番６及び47番８から47番11まで	44.50	4.00
第５号	昭和32年１月24日	福岡市大字名島字汐見2751番	165.00	4.00
第６号	昭和33年３月10日	福岡市下長尾小笹273番	56.00	4.00
第７号	昭和33年12月27日	福岡市大字福重字幸フケ204番、206番、833番及び834番	434.50	4.00
第８号	昭和33年12月27日	福岡市城南区梅林五丁目124番10の一部、124番11、133番の一部、134番、135番、136番１及び136番２の各一部並びに137番６	568.00	4.00
第９号	昭和34年12月14日	福岡市姪浜町1094番、1095番並びに1101番１、1102番１、1103番１、1104番１及び1105番１の各一部並びに大字福重字高江235番及び236番	185.00	4.00
第10号	昭和36年３月１日	福岡市姪浜町字野添1251番１から1251番３まで、1252番１、1253番１、1253番２、1253番４及び1254番から1256番まで	174.00	4.00
第11号	昭和37年６月６日	福岡市大字野芥288番、289番１、291番、293番１、294番、295番１、297番、298番２から298番４まで、299番、301番１、302番から304番まで、305番１から305番４まで、307番、311番４から311番６まで、312番１、316番１、317番２、318番１、320番１、321番１及び321番２	857.00	4.00～13.50

第12号	昭和37年12月15日	福岡市姪浜町859番２、859番４、859番６、859番８、859番10及び859番12	50.35	4.00
第13号	昭和38年５月30日	福岡市別府町一丁目４番１及び６番１	192.50	4.00
第14号	昭和38年８月26日	福岡市西区拾六町団地688番３及び698番１の各一部、719番４、719番７及び760番１の各一部、767番４並びに768番14	495.25	5.00、7.00
第15号	昭和39年１月20日	福岡市大字若久字原田山46番32、51番64及び51番65	120.80	4.00
第16号	昭和43年１月20日	福岡市大字持溝484番３、485番３、486番３及び487番３	113.41	4.00
第17号	昭和46年12月１日	福岡市大字和田字一丁目170番１の一部	35.00	4.00、6.00
第18号	昭和47年７月１日	福岡市南区大字和田字一丁目171番１及び172番１の一部	35.00	4.00
第19号	昭和48年２月17日	福岡市南区大字屋形原字サカエ1151番９の一部及び1151番10	31.20	4.00
第20号	昭和52年８月４日	福岡市西区今宿青木字千町742番４及び743番７の一部	33.73	5.00
第21号	昭和52年10月14日	福岡市西区大字田尻字中牟田1038番１の一部、1038番４及び1039番３の一部	34.00	4.00
第22号	昭和52年12月28日	福岡市東区大字上和白字長畑927番２、927番６、927番12及び927番17並びに大字下和白字裏の前507番114及び507番118	24.75	5.00
第23号	昭和53年４月10日	福岡市西区大字田字永ノ尾1062番３及び1063番３	30.65	4.00
第24号	昭和53年５月23日	福岡市西区姪浜町605番４及び605番５	35.03	4.70
第25号	昭和53年10月13日	福岡市西区姪浜町619番３及び619番４	34.74	4.10

第26号	昭和54年１月23日	福岡市東区大字上和白字長畑927番２、927番21及び927番23	9.10	5.00
		福岡市東区大字上和白字長畑927番２、927番20及び927番21の各一部並びに927番23	自動車の転回広場83.28平方メートル	
第27号	昭和54年１月24日	福岡市西区大字福重字鹿町345番５、345番６の一部及び国有の道路の一部	28.90	5.00～6.50
第28号	昭和54年５月31日	福岡市西区姪浜町532番３	52.73	4.33～4.70
第29号	昭和54年10月30日	福岡市南区大字老司字笹古野584番１の一部、584番９、584番15、584番16、584番20及び584番21の各一部並びに584番25	54.95	4.00～4.52
		福岡市南区大字老司字笹古野584番15、584番16、584番20及び584番21の各一部	自動車の転回広場90.56平方メートル	
第30号	昭和55年１月23日	福岡市西区大字内野字柿木原130番２及び130番３の各一部並びに130番６	42.05	4.27～6.30
		福岡市西区大字内野字柿木原130番２の一部	自動車の転回広場24.26平方メートル	
第31号	昭和55年９月２日	福岡市西区大字重留字西の坪1169番７の一部、1169番８及び1169番９	41.64	4.00
		福岡市西区大字重留字西の坪1169番７の一部	自動車の転回広場67.19平方メートル	
第32号	昭和55年10月13日	福岡市西区大字羽根戸字大原741番４から741番６まで、741番８及び742番８の各一部、742番９、742番10並びに742番12の一部	74.902	4.00～7.90
第33号	昭和56年11月７日	福岡市西区大字有田字高田584番４、584番５及び584番14の各一部並びに584番15	23.90	4.93～4.95
		福岡市西区大字有田字高田584番14の一部及び584番15	自動車の転回広場109.72平方メートル	
第34号	昭和56年12月15日	福岡市博多区大字立花寺字新立488番24及び488番41	28.25	5.50

第35号	昭和58年11月12日	福岡市早良区大字東入部字ヒワタシ1768番３の一部及び1768番４	30.51	5.04
		福岡市早良区大字東入部字ヒワタシ1768番３の一部	自動車の転回広場30.98平方メートル	
第36号	昭和59年８月20日	福岡市博多区美野島四丁目458番４	40.13	4.05
		福岡市博多区美野島四丁目458番41から458番43まで	自動車の転回広場24.24平方メートル	
第37号	昭和60年１月18日	福岡市南区大字野多目字古ノ前761番１の一部、761番４、762番７から762番12まで、762番14から762番16まで及び765番４	98.70	4.10～5.05
		福岡市南区大字野多目字古ノ前761番１の一部及び762番13	自動車の転回広場68.23平方メートル	
第38号	平成９年４月８日	福岡市早良区原一丁目248番44	24.24	4.56

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を使用しています